

社会保障・税一体改革の方向性について

平成 23 年 12 月 12 日

地 方 六 団 体

これまで、地方六団体は、社会保障の全体像及び費用推計の総合的な整理にあたり、住民ニーズの強い社会保障サービスとなっている地方単独事業は税収配分の基礎に含めるべきと主張してきた（別添資料参照）。

過去 2 回の分科会での議論を経て、国制度を補完する地方単独事業の役割の重要性については、一定程度理解が得られたものと考えている。

しかしながら、国と地方で考え方が一致していない論点も数多く残されており、これらのうち特に次の 2 点については、地方六団体として再度強く主張するものである。

1. 地方単独事業と安定財源

- 国民にご負担をお願いする以上、公が身を切る覚悟が必要なのは当然であり、事実、地方は懸命の行革努力を行い、地域住民と真摯に向き合うことで、これまで大きな行革効果を出してきた。
- 地方単独事業は、そのような厳しい選択と集中の中にあっても、住民のニーズから不可欠である事業として実施しているものである。このような地方単独事業の実情も踏まえ、「成案」においては、「地方単独事業に関して必要な安定財源を確保」とされている。
- 乳幼児医療費助成、国民健康保険の一般会計繰入れなどについては、多くの自治体が切迫した住民ニーズに対応して実施しているものであるが、本来、国として制度化を図るべきものである。
- 今回の「社会保障・税一体改革」では、形式的基準によることなく、住民の視点に立って、合理的なニーズが認められる地方単独事業は、安定財源を確保する対象とするべきものであり、今回の引上げ分の消費税収（国・地方）の配分の基礎から除外する議論は到底受け入れられない。

2. マンパワーに基づく社会保障サービス

- 保育士、保健師、児童福祉司等の勤務実態を考えれば、これらの職員が提供する社会保障サービスは「現物給付」そのものである。
保育士のいない保育サービスなどは想定することができないように、一体的な社会保障サービスには、職員のマンパワーは欠かすことができ

ない。

- これらサービス提供に直接従事する職員等の「マンパワー」は、まさに直接的な「給付」であり、こうした費用の性質を吟味することなく、「公務員人件費＝官の肥大化」として一律に税収配分の基礎から除くかのような議論は、むしろ住民から見てもその理解を得られるものではない。

社会保障・税一体改革は、社会保障の機能強化とともに、国・地方を通じた安定的な社会保障財源を確保するものであり、国と地方が協力して推進すべき改革である。

我々地方としても、住民に対する社会保障サービスの充実、向上に向け全力で取り組む所存である。

地方単独事業の整理にあたって

平成 23 年 11 月 17 日

地 方 六 団 体

社会保障・税一体改革は、社会保障の機能強化とともに、国・地方を通じた安定的な社会保障財源を確保するものであり、国と地方が協力して推進すべき改革である。

この改革を、国と地方が一体となって着実に推進していくためには、社会保障における地方が果たしている役割について、国と地方の真摯な協議により、認識を共有しておく必要がある。

今後、地方単独事業を含めた社会保障の全体像及び費用推計の総合的な整理を行うにあたり、以下の点を十分考慮することを求める。

1. 現物サービスの提供を担う地方自治体の役割を踏まえ、住民の視点に立って、現実
に合理的なニーズがあるか否かに基づいて協議を行うこと。
その際、国制度との関連度合いや、統計上の形式的な整理ではなく、社会保障サー
ビスを総合的に判断すること。
2. 具体的には、次のような住民ニーズの強い社会保障サービスとなっている地方単独
事業については、税収配分の基礎に含めること。
 - 地方が担う住民に対する現物サービスそのものである保健師、保育士、児童福祉司
等のマンパワーに係る人件費
 - 予防接種、各種健診・検診などの予防医療や、高齢者の措置費、日常生活支援など
の介護予防、幼児教育・保育など、医療や介護、少子化施策の一環として一体的に
評価すべきもの
 - 地域の住民ニーズに対応するため実施せざるを得ない乳幼児・障害児（者）医療費
助成や保育料の負担軽減、高齢者や低所得者が多いなど構造的な問題を抱えている
国民健康保険の保険料軽減、地方公営企業法が想定している地域医療維持のための
公立病院に対する負担など、法令等により義務付けられているものや住民生活に必
要なものとして全国的に実施しているもの など
3. これら地方が社会保障において果たしている大きな役割を踏まえ、地方単独事業を
含めて社会保障サービスを持続的に提供できるよう、偏在性の小さい地方消費税の充
実など安定的な財源確保を図ること。